

提案基準 3 7 「医療施設」	法 3 4 条 1 4 号 令 3 6 条 1 項 3 号ホ
-----------------	-----------------------------------

◎ 立地基準編第 2 章第 1 2 節 [審査基準 2] 提案基準 3 7 (P116・P117)

1 要件 7 について

「当該業務を行い得ることが証されるもの」とは、申請者が、医師の免許を有していること（法人等の場合は、その役員等に医師の免許を有する者がいること）を医師免許証の写しで確認できることとする。

2 施設の立地に当たっては、必要に応じて交通安全面について警察署等と協議を行った結果を確認することとする。